

# 公益社団法人 鹿児島県糖業振興協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人鹿児島県糖業振興協会（以下「協会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協会は、鹿児島県さとうきび生産振興地域（鹿児島県の区域のうち、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の規定により農林水産大臣が指定する地域をいう。以下同じ。）内におけるさとうきび及び甘しや糖の生産振興、さとうきびの品質取引の円滑な運営を図ることにより、さとうきび生産農家の経営の向上及び甘しや糖業の振興に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 協会は、主たる事務所を鹿児島市内におく。

(事 業)

第4条 協会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) さとうきびの生産振興に関すること。
- (2) 甘しや糖業の振興に関すること。
- (3) さとうきびの品質取引対策に関すること。
- (4) さとうきびの試験研究に関すること。
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

(会員の資格)

第5条 協会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

2 正会員は、協会の事業に賛同して入会した団体又は個人とする。

3 賛助会員は、協会の事業を賛助するため入会した団体又は個人とする。

(加 入)

第6条 協会の会員になろうとするものは、氏名及び住所（法人、その他の団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を記載した加入申込書を協会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(届 出)

第7条 会員は、次の各号の一に該当するときには、遅滞なくその旨を協会に届け出なければならない。

- (1) 会員たる資格を失ったとき。
- (2) 氏名又は住所（法人、その他の団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）に変更があったとき。

(入会預り金)

第8条 正会員は、入会に当たり預り金（以下「入会預り金」という。）10口以上を預け

なければならない。

- 2 入会預り金1口の金額は、1万円とする。
- 3 入会預り金は、現金をもってし、入会預り金の各口につき、その金額を預けるものとする。
- 4 入会預り金口数は、理事会の承認を得て増加することができる。
- 5 入会預り金は、理事長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。
- 6 会員が預けた入会預り金は、脱会、除名及び会員の資格喪失時に請求に基づき返還する。

(脱 会)

第9条 会員は、理事会が別に定める脱会届を提出することにより、任意に脱会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。

この場合において、協会は、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 定款又は業務方法書に違反したとき。
- (2) この協会の事業を妨げ、又は協会の信用を失わせる行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 正会員全員の同意があったとき。
- (2) 死亡し、又は解散したとき。

(事務局)

第12条 協会の事務を処理するために、協会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

(公告の方法)

第13条 協会の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 役員

(種別及び選任)

第14条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上12人以内
- (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、2人を副理事長、1人を専務理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。

- 4 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 5 理事及び監事は相互にこれを兼ねることができない。
- 6 第2項の理事長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務)

第15条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、会務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、会務を総理し、業務を執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 副理事長は、理事長を補佐する。
- 5 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して協会の職務を掌理し、協会の業務を執行する。

(監事の職務)

第16条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第17条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第18条 理事及び監事に、理事及び監事としてふさわしくない行為があったときには、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第19条 会員以外から選任された監事に対して、別に定める基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員の報酬に関する規程による。
- 3 1項以外の監事及び理事は、無報酬とする。

## 第3章 総会

(構成)

第20条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第21条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他協会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第22条 協会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時総会は必要に応じて開催する。

(招 集)

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、理事長が招集する。

2 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、理事長は臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、総会の日の2週間前までに、正会員に対し、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。

(定足数)

第25条 総会は、総正会員の議決権の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第26条 総会の議事は、出席した正会員の議決権の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として決議に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上の同意を得なければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(書面による議決権行使)

第 27 条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第 28 条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第 26 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人がこれに記名押印するものとする。

## 第 4 章 理事会

(構成)

第 30 条 この協会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するには、理事会の日時、場所、目的、その他必要事項を記載した書面により、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠席した場合は、出席した理事の中から議長を選任する。

(決議)

第 34 条 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 2 分の 1 以上が出席し、出席理事の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事が記名押印するものとする。

2 理事長が欠席した場合の議事録は、出席した理事及び監事が記名押印するものとする。

(委員会)

第 36 条 協会は、理事会の諮問機関として、必要な委員会を置くことができる。

2 委員会の名称、組織、運営等に関する事項は理事会の決議により別に定める。

## 第 5 章 資産及び会計

(基本財産)

第 37 条 基本財産は、基本財産とすることを指定して寄付された財産とする。

(資産の管理)

第 38 条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。

2 前条の基本財産を処分するときは、あらかじめ総会の承認を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の書類は、事務所に事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の供覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時総会に提出し承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 収支計算書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 協会は、前項の書類のほか、次の書類を 5 年間備え置き、一般の供覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 定款及び会員名簿

(4) 組織及び事業活動の概要並びに重要事項を記載した書類

(事業年度)

第 41 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 42 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 40 条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 協会は、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第44条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定等の取消し等に伴う贈与)

第45条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)は、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額を当該公益認定の取消し日又は当該合併の日から1箇月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 協会が清算する場合において有する残余財産は、類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に帰属するものとする。

## 第7章 雑則

(委任)

第47条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この協会の最初の理事長は、中西茂、専務理事は、新坂伸一とする。
- 4 変更前の社団法人鹿児島県糖業振興協会定款第8条の規定に基づく出資(以下「旧出資」という。)は、この定款の施行の日をもって、旧出資1口につき、この定款第8条の規定に基づく1口の入会預り金とみなす。
- 5 この定款は、総会の決議があった日から施行し、平成29年4月1日から適用する。(第19条関係)
- 6 この定款は、令和3年4月1日から施行する。(第2条及び第4条関係)